

# 株主優待制度を巡る会計処理の課題

経営学研究科ビジネス・会計ファイナンス専攻博士前期課程1年

田口 純一

## 要旨

現在、株主優待制度が上場企業の3分の1超で行われており、その提供内容は自社製品・商品、スポーツ観戦、映画鑑賞、交通乗車券、プリペイドカードなど多岐にわたっている。我が国における株主優待の歴史は100年以上の歴史を持ち、会社法、法人税法などの観点から様々な研究が行われてきた。

本稿では、株主優待の歴史、提供内容の変遷などの制度面、株主平等原則との関係や現物配当などの規制への該当可能性に関する会社法の論点、及び法人税法における損金不算入となる交際費等への該当可能性についての先行研究を整理した。これらを踏まえて、財務会計における株主優待制度の会計処理の課題を検討した。

キーワード：株主優待、会社法、株主平等原則、現物配当、法人税法、交際費

## 目次

はじめに

- 1 株主優待をめぐる状況
- 2 会社法上の議論、問題点
- 3 法人税法における取扱い
- 4 株主優待の会計処理

おわりに

## はじめに

2017年現在、上場企業の株主優待の総額は時価換算で約1,000億円といわれている<sup>1</sup>。また、日本では3社に1社が何らかの株主優待を実施しており、物品等の交付が現物配当に類似するかたちで行われているものの、この制度に関する会社法などを含めた法的な制限は実質的に

ないと考えられる。例えば、会社法に定める剰余金の配当であれば、原則として株主総会の決議が必要である<sup>2</sup>が、株主優待は株主総会に諮ること無く実施することができる。したがって、配当原資が十分に無い会社でも、現金に相当する財貨等を、株主に提供することも可能となっている。

一方、株主優待で贈呈される物品等は多岐にわたり、その中には日本国内、更には特定の地域内でしか利用できないものも多い。例えば、クオカードやおこめ券が利用できる加盟店は国内にしか存在しないし、鉄道会社の優待乗車証・乗車券は自社の営業区域内でのみ利用可能である。ところが、このような場合、株主が日本国内（あるいは当該営業区域内）に在住している者だけであればよいが、外国人株主の比率が高い企業もある。したがって、株主優待制度によって日本でしか利用できない物品等を送られたとしても、外国人株主にとってなんら利益がなく、結果として不平等が生じているといった問題もある。

さらに、機関投資家にとっても悩ましい存在となっているともいわれている。株主優待の内容が金券類であれば、金券ショップなどへ売却することにより現金化も可能であるが、額面の100%で換金できることはないし、手間やハンドリングコストは無視できない。機関投資家の証券管理を手掛ける日本トラスティ・サービス信託銀行によれば、食品などのモノの優待は保管や処分に関わるため、受け取りを拒否する投資家が大半<sup>3</sup>とのことである。したがって、株主優待制度は機関投資家にとっても必ずしもありがたい存在とはなっていない<sup>4</sup>とのことである。

本稿では、まず、株主優待制度の実態についてそのはじまりから現在の発展にいたるまでの背景を分析し、なぜ現在多くの企業が採用するに至ったのかを検討することとした。次に、このようにその実態を変化させつつある株主優待制度についての会社法、税法の立場からの検討を行うこととした。そして、これらの検討を踏まえ、最後に実務で行われている会計処理の課題について検討することとした。

## 1 株主優待をめぐる状況

### 1-1 株主優待の歴史、実施企業数、実施率

株主優待とは、一定数以上の株式を保有している株式に対して、企業が商品やサービスなどを提供する制度である（大和インベスター・リレーションズ〔以下、大和IRとする〕[2016] 14頁）。また、上場企業に限らず、非上場企業でも行われている<sup>5</sup>。

上木他〔2015〕によれば、記録が確認できた範囲で日本における株主優待制度を導入した第1号は東武鉄道であり、同社社史より「明治32年（1899年）、優待株数300株以上、範囲は鉄道全線、優待株主数41名」の記載を確認したとしている。

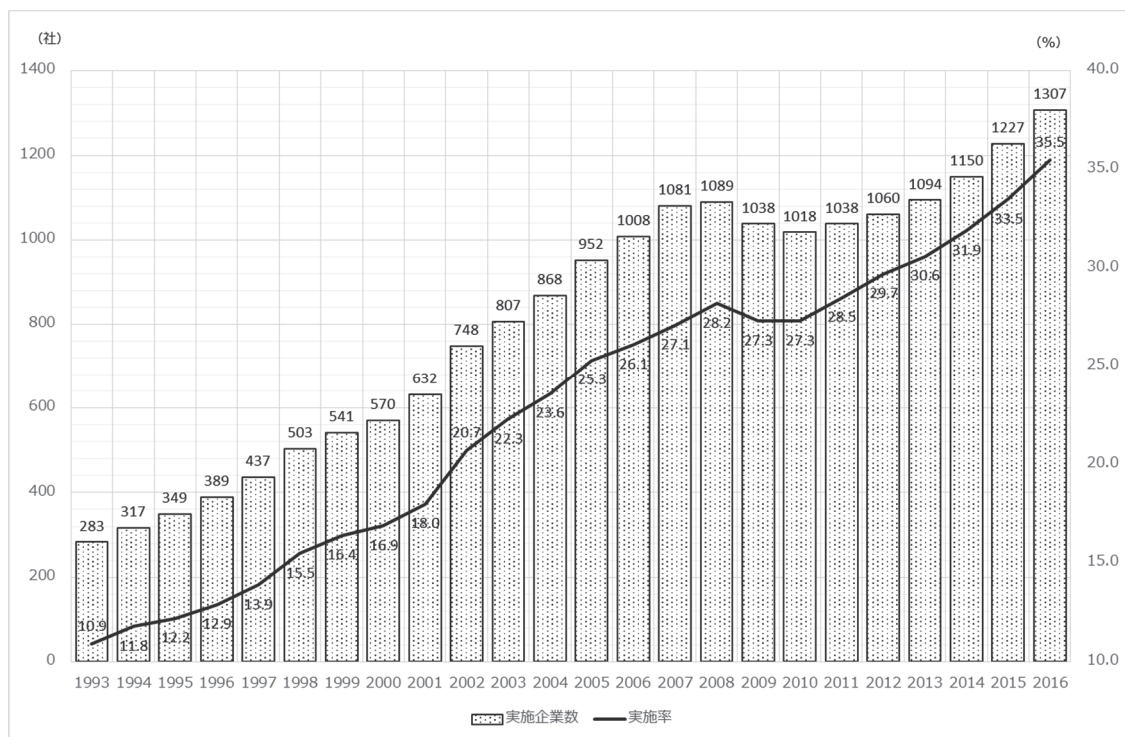
その後、山一証券調査部〔1933〕によれば、時代を経て1933年時点での株主優待実施社数は83社（非上場会社を含む<sup>6</sup>）であり、交通（鉄道など）64社、芸術関係（映画製作、映画

館など) 17社、百貨店1社(白木屋)、製薬1社(大正製薬所)などの会社に株主優待制度は広まっていったとのことである。

戦後は、優待制度導入が徐々に広がりを見せ、1960年時点での株主優待社数は103社であった。戦前の交通、芸術関係、百貨店に加えて、東京會館、後樂園スタジアム(現、東京ドーム)など株主優待を導入する業種も増えた(三田村 [1960] 162-176頁)。さらに、1989年時点での株主優待実施社数は185社となった(ヒット銘柄100 [1989])。

最近では、1993年時点の株主優待実施社数は283社、実施率(上場企業に占める優待実施企業の比率)は10.9%となった。以後、図表1に示したとおり、2008年のリーマンショックの時期を除き安定して社数、実施率も上昇傾向となっており、2016年9月末現在では1,307社、35.5%となった(大和IR [2016] 14頁)。このように、この20年で実施社数は3倍超となり、実施率も激増していったといえる。

図表1 1993年以降の株主優待実施企業数と実施率の推移



出所：大和 IR[2016]14 頁。

## 1-2 株主優待内容の分類の変遷

図表2では、優待内容の分類の変遷を示した。

1933年時点では、すべての株主優待が提供する各社の事業に関連したもの<sup>7</sup>であった。すなわち、鉄道会社は優待乗車証(券)、映画館は招待券、百貨店は買物券を提供していた

(山一証券調査部 [1933] 94-100頁)。

戦後の1960年時点では、株主優待の業種は拡大し、提供内容のバリエーションも拡大した。例えば、江崎グリコは自社製品を、大黒葡萄酒（現、メルシャン）はウイスキーまたは葡萄酒を提供していた（三田村 [1960] 162-176頁）。2016年時点で分類別において2位となる「飲食料品」は1960年時点ではこの2社にとどまっている。

さらに、時代を経て1989年は「買物券・プリペイドカード」が1位となった。ただし、この時点では、現金と極めて近い性質の金券を贈呈する企業は2社<sup>8</sup>のみであり、基本的には百貨店やスーパーマーケット、家電量販店など自社でのみ利用可能なものであった（ヒット銘柄100 [1989]）。

2016年においても「買物券・プリペイドカード」が1位であったが、1989年とは優待の内容が変化してきた。すなわち、クオカードやおこめ券などの現金と極めて近い性質の金券を贈呈する企業が増加<sup>9 10</sup>している（大和IR [2016] 17頁）。提供内容の幅も株主のニーズの多様化を背景に拡大しており、複数品目からの選択を可能とするなど、利便性の向上を図る企業が増加している（大和IR [2016] 18頁）。

図表 2 株主優待内容の分類

	1933年		1960年		1989年		2016年	
	件数	比率 (%)	件数	比率 (%)	件数	比率 (%)	件数	比率 (%)
実施企業数	83		103		185		1,307	
買物券・プリペイドカード	1	1.2	8	7.8	67	36.2	623	47.7
飲食料品	-	-	3	2.9	12	6.5	507	38.8
その他	1	1.2	2	1.9	3	1.6	369	28.2
日用品・家電	-	-	1	1.0	6	3.2	181	13.8
食事（割引券）	-	-	2	1.9	25	13.5	177	13.5
趣味・娯楽・芸術	17	20.5	29	28.2	35	18.9	141	10.8
オリジナル(限定)	-	-	-	-	2	1.1	118	9.0
宿泊施設利用	-	-	4	3.9	15	8.1	89	6.8
スポーツ	-	-	3	2.9	6	3.2	75	5.7
交通・旅行	64	77.1	48	46.6	38	20.5	62	4.7
衣料品・宝飾品	-	-	9	8.7	7	3.8	58	4.4

※1 1社あたり複数の分類にまたがる優待内容の場合があり、各分類の件数の合計値は実施企業数と一致しない（1960年、1989年、2016年）。また、比率は各分類の件数を実施企業数で除して算出した。

※2 上記の各優待内容に含まれる、具体的な物品は以下のとおりである。

飲食料品	ソフトドリンク、酒類、コメ、野菜、果物、肉、魚など (自社製品、カタログギフトなど)
衣料品・宝飾品	ネクタイ、ワイシャツ、ブラウス、優待セール入場券など
日用品・家電	健康補助食品(サプリメント)、化粧品、文具、食器、洗剤、 殺虫剤、PC サプライ製品、デジタル機器関連製品など
食事(割引券)	
買物券・プリペイドカード	クオカード、おこめ券、自社店舗割引券など
趣味・娯楽・芸術	映画鑑賞、美術館入場券、自社運営イベント優先予約制度、 花火イベント指定席入場券など
スポーツ	野球観戦、ゴルフプレー割引、スキー場リフト割引券、スポ ーツクラブ割引券など
交通・旅行	電車・バス全線乗車証、運賃割引、回数券、旅行代金割引な ど
宿泊施設利用	宿泊券、割引券など
その他	寄附金、会社説明会、工場見学会、預金金利上乘せ、学習塾 割引券、資格スクール割引券など
オリジナル(限定)	株主限定品(ミニカー、フィギュア、酒類、カレンダーなど)

出所：山一証券調査部[1933]94-100頁、三田村[1960]162-176頁、ヒット銘柄100[1989]、  
大和IR[2016]より筆者作成

### 1-3 株主優待における株主の保有株式数、保有期間との関係

#### 1-3-1 保有株式数との関係

会社法109条では「株式会社は、株主を、その有する株式の内容及び数に応じて、平等に取り扱わなければならない。」とされており、これは「株主平等原則」と呼ばれている。したがって、剰余金の配当においても、同じ内容の株式(例、普通株式)においては、保有株式数に比例して配当が為され、また、株式の保有期間に応じて配当が増減するということはない。

ところが、株主優待制度においては、優待の内容について、株主間では必ずしも平等というわけではなく、またその保有期間において優待内容は変動している。

日経マネー[2016]によれば、株主の保有株式数と優待内容の関係について、①1種類のみ、②株数に応じて増えるが比例はしない、③一定の株数まで比例して増える、④比例以上に豪華になると分類されている。

それでは、①から④について具体的な内容を説明する。

#### ①1種類のみ



1単元（100株）未満保有の株主を除き保有株式数に関わらず一律に贈呈する例として、マルハニチロが挙げられる。同社は、1単元（1,000株）以上保有の株主へ自社商品セットを贈呈している。したがって、1,000株であっても10,000株であっても100,000株であっても1株主1セットとなるため、小口株主が相対的に有利となっている。

②株数に応じて増えるが比例はしない

株数に応じて増えるが比例はしない例として、丸善CHIホールディングスが挙げられる。同社は全国の丸善、ジュンク堂書店で利用可能な商品券を贈呈している。贈呈額と保有株式数の関係は図表3の通りであり、商品券を獲得する効率としては小口株主が相対的に有利となる。

図表3 丸善 CHI ホールディングスの株主優待における保有株式数と贈呈数の関係

保有株式数	内容	割合（贈呈額／保有株式数） 保有株式数はレンジ下限を用いて 計算
100株以上 500株未満	1,000円	10
500株以上 2,000株未満	2,000円	4
2,000株以上 3,000株未満	3,000円	1.5
3,000株以上 4,000株未満	4,000円	1.33（小数第3位以下切捨て）
4,000株以上 5,000株未満	5,000円	1.25
5,000株以上	6,000円	1.2

出所：同社ホームページ <http://www.maruzen-chi.co.jp/ir/yutai.html>（2017/9/5 アクセス）  
を元に筆者作成

③一定の株数まで比例して増える

一定の株数まで比例して増える例として、テナライド<sup>11</sup>が挙げられる。同社は自社で運営する飲食店で利用できる食事券を贈呈している。この制度では、100株以上で年間1,000円分、500株以上で同5,000円分、1,000株以上で同10,000円分となっている。例えば、100株、500株、1,000株保有の場合、100株あたり1,000円分の贈呈となり、この範囲では比例となる。

④比例以上に豪華になる

比例以上に豪華になる例として、ロイヤルホールディングスが挙げられる。同社は自社で運営する飲食店で利用できる食事券を贈呈している。100株以上で年間1,000円分、500株以上で同10,000円分、1,000株以上で同24,000円分となる。すなわち、100株あたりの贈呈額は100株の場合は1,000円分、500株の場合は2,000円分、1,000株の場合は2,400円分となり、この範囲では「比例以上に豪華になる」と言える。

### 1-3-2 株式保有期間との関係

次に株式保有期間と優待内容との関係であるが、株式とは異なり、株式保有期間に応じて内容に差をつけることが可能である。大和IR [2016] (18頁)によれば、保有期間による条件を設けている企業は256社であり、全体(1,307社)の19.6%を占めているとされている。

その例として、日本取引所グループ(以下、JPXとする。)が挙げられる。同社は、1単位(100株)以上保有の株主へクオカードを贈呈しており、図表4に示した通り株式の継続保有年数に応じて金額が変化する仕組みを採用<sup>12</sup>している。したがって、この制度では、保有年数が長ければより高い額面を得られる。なお、その目的は「株主優待の趣旨を踏まえつつ、当社株式を継続して保有いただいている株主様のご支援により一層お応えする観点」として

図表4 JPXの株主優待

継続保有年数	優待内容(クオカード贈呈金額)
1年未満	1,000円分
1年以上2年未満	2,000円分
2年以上3年未満	3,000円分
3年以上	4,000円分

出所：同社ホームページを元に筆者作成(2017/9/5アクセス)

<http://www.jpix.co.jp/corporate/investor-relations/shareholders/incentives/>

### 1-4 株主優待が増加した背景

#### 1-4-1 株主優待導入理由

上記のとおり、株主優待制度は時代を経て変容し、採用する企業も著しい増加をみせてきた。本節の最後では、なぜ、株主優待の内容が変容し、増加したのかを検討してみたい。

まず、株主優待が増加した背景を検討するため、最近(2017年8月)に導入を発表した7社<sup>13</sup>のTDnet適時開示情報より企業の導入理由を検討した。

まず8月3日に新設を発表したプロパティエージェントは、導入の理由を同社株式への投資の魅力を高め、より多くの皆様に中長期的に当社株式の保有を促進するために、株主優待制度を導入したとしている。他社においても「中長期的に株式保有」を記載しているものが5社あった。これらから読み取れることは、導入企業が株主数の増加、中長期的に保有する安定株主の増加を期待していることである。

#### 1-4-2 株主優待導入の影響についての実証研究(先行研究)

一方、株主優待制度の導入の影響についての実証研究も数多く行われている。これらの研

究から、株主優待導入の理由について探っていきたい。

この分野での代表的研究である鈴木・砂川〔2008〕では、1998年から2005年の期間に株主優待の導入を発表した企業群から特定の条件の下に172社をサンプルとして、株主優待の導入が株式の流動性や株価に与える短期的な影響の実証研究を行い、つぎの結果を得ている。

同研究によれば、まず、第一に、株主数（株主総数、個人株主数）は増加しているとの結果を得ている。すなわち、サンプル企業<sup>14</sup>を類似企業<sup>15</sup>（マッチング企業）と比較するアプローチの結果、株主優待を導入したサンプル企業は、マッチング企業と比較して、総株主数と個人株主数が顕著に増加していることを実証している。

次に、株主優待導入の発表が短期的な流動性の向上に結び付いているという結果を得ている。気配スプレッド率、実行スプレッド率、DV（daily relative volume）、DLR（daily relative in the liquidity ratio）の観点からサンプル企業とマッチング企業の株式流動性の変化を比較し、株主優待導入企業の流動性は改善し、株主優待導入の発表が短期的な流動性の向上に結び付いていることを実証している。

最後は、株価への影響である。イベントスタディや回帰分析を行い、株主優待の導入が、流動性の向上を通じて株価にポジティブな影響を与えていることを実証している。

このような実証研究の結果からは、企業にとって個人株主数の増加、自社の株式の流動性の増加、そしてそれに伴う株価へのポジティブな影響を目的として、株主優待制度を導入していることがわかる。

## 2 会社法上の議論、問題点

### 2-1 株主平等原則

「1-3 株主優待における株主の保有株式数、保有期間との関係」で記述したとおり、株主優待では、保有株式数に比例して株主優待が提供されているわけではなく、また株式保有期間によって、株主優待の内容が変動する場合があるという特徴を有している。

また、既に述べたように会社法109条において株主平等原則が定められている<sup>16</sup>。森本〔2014〕（129頁）は、株主平等原則について、株主としての資格にもとづく法律関係については、その有する株式の数に応じて平等の取扱いを受けることを意味する、としている。

このような特徴を持つ株主優待において、株主平等原則との関係について、法的観点から古くから論じられてきた。江頭〔2015〕（133頁）は、これを以下の①から④の4つに分類している。

#### ①田中耕太郎〔1955〕（305頁）

まず、田中によれば「株主平等の原則は厳に守らるべきであり、定款をもってしても例外を定めることはできない。」とする。種類株式など法定の例外として認められたもの以外では株主平等原則を厳格に適用すべきという考え方であり、一定の株数以上の株主に対して提



供される一般的な株主優待は無効と考えている。

②落合誠一 [1983] (212-213頁)

次に、落合によれば「社会通念上、合理的範囲をこえないかぎりでの差別待遇は許容されると解すべきなのである。」としている。これは、株主平等原則をある程度の柔軟性をもって解釈するものとして、議決権や配当請求権のように強く平等的な取扱いが要求される権利と、会社が任意に個人株主作りなどの目的で実施している株主優待を受ける権利とは同等の厳格性をもって取り扱う必然性はないという考え方である。

③大隅健一郎・今井宏 [1991] (338頁)

大隅・今井も、株主平等原則による株主への形式的に厳密な平等の要求は、安定株主の確保などのより大きな合理的必要性の前では譲歩するとした。したがって、株主優待はその目的からみて是認されるとしている。

④森本滋<sup>17</sup> [2014] (130頁)

森本は、一般的な株主優待は株主平等原則の対象とはならず、合理的な事務処理の観点からその妥当性が検討されるべきものとした。この点について、江頭 [2015] (133頁) も、厳格な株主平等原則の適用範囲は、議決権に関する取扱い（会社法308条①）のような明文規定のある範囲に限られ、それ以外については、法の一般原則から生ずる合理的な事務処理の要請があるに過ぎず、したがって、株主優待は後者の範囲の範疇として違法性がないと解説している。

このように、株主優待に関する株主平等原則からの法的な解釈も時代を経て変わりつつある。かつて、田中 [1955] の無効説にみられように、株主優待制度を全く否定する見解もあった。しかし、その後は、落合 [1983] (212-213頁) のように株主平等原則を柔軟に解釈する考え方、大隅・今井 [1991] のように安定株主の確保などのより大きな合理的必要性の前には、株主平等原則は譲歩する考え方、さらに森本 [2014] (130頁) のように、株主優待制度は株主平等原則の範疇外として、明確に、株主平等原則の適用を否定する見解もあらわれている。

なお、株主優待制度が株主平等原則の観点から直接に争われた判例は無い（熊谷 [2017]）。

## 2-2 配当規制との関係

以上では、株主優待と株主平等原則の規定が適用になるかどうかについての学説を概観したが、一方、株主優待は配当規制<sup>18</sup>からも法的な検討が加えられている。

剰余金の配当について、会社法においては、金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当（現物配当）を行うことができるとされ、現物配当が行われていることが明確化<sup>19</sup>されて

いる（会社法454条①一）。しかし、たとえ現物配当であっても、金銭配当と同じく配当規制に服する。このことは、配当を出すことができないような財政状態の会社が株主優待を行った場合、債権者保護の観点から問題を提起している。

ここでは、まず、株主優待へ配当規制がどのように適用されるのかについて争われた、土佐電気鉄道事件（高知地判平成2年3月28日、平成1年（ワ）第242号）<sup>20</sup>を紹介したい。

### 2-2-1 事実の概要

高知県で旅客運送業を営む土佐電気鉄道株式会社が株主名簿上の株主に対し交付している株主優待乗車券（1冊1,500円相当）は、配当可能利益がなく、株主総会の決議を経ていない違法な配当であり、善管注意義務違反（改正前商法266条1項5号）として同社代表取締役ら3名に対し株主代表訴訟を提起したものである。

### 2-2-2 判決の概要

判決では、配当可能利益がなくかつその交付につき株主総会の決議を経たことがない本件株主優待乗車券の交付は、配当手続き（改正前商法283条1項）を潜脱し配当要件（同290条1項）に違反していると判示した。

ただし、歴史的経緯<sup>21</sup>、株主優待制度の廃止は株主の利益にはならないであろうこと、さらに優待金額が特に高額といえないことなどを総合的に判断すれば、違法な利益配当に該当するものではあるが、被告らは取締役としての善管注意義務ないし忠実義務に違反しないと解するとして、原告の請求を棄却し確定した。

### 2-2-3 株主優待は現物配当にあたるのか

本判決は、株主優待は現物配当であり、原則として優待金額に関わらず配当規制に服すべきものと判示している。言い換えれば、株主優待が現物配当にあたらなければ、その規制を受けないこととなる。

ただし、この判例も、1990年のものであり、「1-2 株主優待内容の分類の変遷」で述べたとおり、株主優待は発展を遂げるとともに、内容も変化しつつあり、買物券・プリペイドカードや、飲食料品などの物品の提供が主流を占めるようになった。

したがって、法的にも、その優待内容に合わせて論じられるようになっていく。

まず、特に高額でない場合（山田 [1994]、末永 [1995]）、個人株主作り、会社の事業上のサービスあるいは宣伝の一環である場合（落合 [1983] 213頁、弥永 [2009] 34・37頁）、鉄道やバスの無料乗車券のように会社財産を減少させるものでない場合（弥永 [2009] 35-36頁）には、現物配当にあたらないとされている。

一方、無配による株主の投資上の損失を填補する趣旨で株主優待を行う場合（落合

[1983] 215頁)、株主優待によって、自社のサービスではないものを無償で交付する場合(弥永 [2009] 35-37頁)には、現物配当とする説が述べられている。

このような学説の示唆するところは、もちろん、個人株主作りや宣伝効果を狙ったもので、性格的に現物配当と異なる目的で実施されているので、現物配当ではないという主張がみられるものの、実質的に現物資産の流出になっている場合に債権者保護の観点からは規制対象とすべきというものである。弥永 [2009] (35-36頁)も、たとえば、航空券のように、たとえ提供しても稼働率が向上するだけで、実質的に会社財産が流出するものではなく、他社の商品であれば現実取得し交付することを通じて、財産の流出につながるものについて現物配当規制の対象とすることを主張している。

したがって、配当規制の前提となる株主優待の現物配当への該当可否については、原則として当該株主優待の趣旨・目的、優待内容・方法・効果を総合的に考慮して判断されるべき(落合 [1983] 215頁)と考えられ、現金と極めて近い性質の金券を贈呈する場合などにおいては、法的には、現物配当と看做される可能性があることを指摘しておきたい。

### 3 法人税法における取扱

前節では株主優待を会社法の観点から論じたが、本節では税法上、すなわち法人税法上株主優待制度がどのように扱われてきたのかを検討してみたい。法人税法における株主優待に関する取扱の事例としては、特に株主優待の費用が交際費となるかどうか論点となっていたと考えられる。ここでは、株主優待について交際費認定を行った国税不服審判所の裁判例(安楽亭事件)があり、併せて紹介したい。

「1-2 株主優待内容の分類の変遷」で説明したとおり、株主優待の提供内容は様々あるが、その費用処理科目は企業によって異なる。たとえば、株主優待を企業PRの一環として考えて広告宣伝費とする<sup>22</sup>ことも可能な場合がある。このような場合、広告宣伝費であれば法人税の税額計算においては損金とすることとなる。ところが、これを当局が損金に算入されない交際費等として認定した事例があり、国税不服審判所で争われた。

#### 3-1 交際費等に係る法人税法上の取扱い

まず、株主優待が交際費等と扱われるかどうかの法人税法上の取扱いについて確認する。

国税当局者の見解によれば、株主優待の費用は、株主という特定の人物を対象としていることにより、基本的には交際費と認識すべきとしている。例外として、下記に示した①株主に対する割引販売、②鉄道会社や航空会社の優待割引券、優待乗車券の2点を挙げている(荒木 [1991])。

##### ①株主に対する割引販売

原価割れしない通常の割引販売の範囲であれば、その割引額を販売促進費等で処理するこ

とも認められる。

## ②鉄道会社や航空会社の優待割引券、優待乗車券

旅客運送会社の場合、事業の性質上乗客の有無に関わらず運行しなければならないため、株主優待の有無はそのコストに影響を及ぼしているとはいえ、株主優待の費用はかかっていないのであるから、交際費にもあたらない。

## 3-2 株主優待制度に関する裁判例「安楽亭事件」(TAINS:F0-2-528<sup>23</sup>)

### 3-2-1 事案および裁判の概要

このように、株主優待の内容によっては、税法上はその費用が交際費等として取り扱われる。裁判例では、次の「安楽亭事件」において、交際費認定が行われている。

株式会社安楽亭は埼玉県さいたま市に本店を置く焼肉店チェーンなどを展開する飲食業である。現在(2017年)の株主優待は100株以上の保有で株主優待券1冊(500円券26枚)及び20%割引券6枚を贈呈している。また、株主優待券1冊を「株主優待ギフトセット」(食料品詰め合わせ)と交換することも可能としている。株主優待券は、焼肉業態「安楽亭」をはじめとする各店舗(一部店舗を除く)で利用可能である。

同社では株主優待の会計処理においては、次のように処理が行われていた。

①直営店舗で使用された場合には、飲食代金の額を限度としてその使用金額を売上値引勘定に経理

値引きされた金額で売上計上されると考えられ、この場合、仕訳はない。

②FC店等で使用された場合には、X社がFC店等に対して本件株主優待券の使用金額相当額を支払った上で、同額を支払手数料勘定に経理

(借) 支払手数料 XXX (貸) 現預金 XXX

③株主優待券1冊と引換えに株主優待ギフトセット<sup>24</sup>を送付した場合は、その送料について通信費勘定又は運賃勘定として経理する一方、ギフトセットの購入対価を交際費勘定に経理し、その全額を、所得金額の計算上損金の額に算入しない処理をしていた。

(借) 交際費 XXX (貸) 現預金 XXX  
通信費(または運賃) XXX

事案の概要としては、審査請求人(安楽亭)が①②について損金としたところ、原処分庁は交際費等に該当するとして更正処分を行った事案である。主たる争点及び当事者の主張としては、本件株主優待券の使用に係る費用が租税特別措置法61条の4に規定する交際費等に当たるか否かであった。



裁決の要旨としては、交際費課税の3要件に当てはめ、「行為の形態要件」は接待供給行為であると認定し、「支出の相手方要件」は株主、すなわち会社の出資者として事業に関係ある者と認めるのが相当とした。最後に「支出の目的要件」としては、株主の歓心を買って株主の地位を維持する関係を構築することであり、それによって一般株主を安定株主とし、また、一般株主ひいては市場の好感を得て株価を安定、上昇させるなどして、事業の円滑な遂行を図ることであると認めるのが相当である、と判断した。国税不服審判所はこれらをもって、交際費該当性を是認した。

### 3-2-2 事案の検討

渡辺 [2015] は企業のIR活動について、単に株主や投資家に対する情報提供だけではなく、顧客や地域社会等に対して経営方針や活動成果を伝えることもその重要なねらいの一つであるとする。その上で、今回の裁決について「支出の目的要件」に注目し、株主優待ではなく接待等による具体的行為が行われた場合は、交際費等の該当要件に合致するが、本件のような株主優待で飲食サービス（値引き）を伴うものは、もはや「接待」という枠を超え、その主たる目的は企業のIR戦略の一つであるとして、企業会計上、売上値引や広告宣伝といった会計処理が妥当な項目であり、法人税法上においても交際費課税の適用対象外と主張している。

たしかに、今回のような外食産業における飲食サービスの値引きや自社商品・製品の提供であれば、自社の事業内容への理解を深めてもらうという観点から、IR活動の一環とみられる場合もある。ただし、自社製品にかえ現金と極めて近い性質の金券を贈呈するような場合は、自社の事業内容への理解を深めてもらうようなIR活動ではなく単なる物品の提供になっている。したがって、渡辺 [2015] の見解が今日の株主優待すべてに該当していないとも考えられる。

なお、租税特別措置法関係通達61条の4 (1) -9は広告宣伝費と交際費等との区分について規定している。そこでは、「不特定多数の者に対する宣伝的効果を意図するものは広告宣伝費の性質を有する」とした上で交際費等に該当しない具体的な例を示している。これについて菅原 [2008] (116頁) はこの「不特定多数の者」を一般消費者と解している。例えば、広告宣伝費に該当しない組み合わせとして「医薬品の製造業者（販売業者を含む。）における医師又は病院」等を示している（同通達注記）。但し、株主優待やIR活動のように株主あるいは株主になることを企図した事例は同通達注記において示されていない。

以上から導かれることは、国税不服審判所としても株主優待の広がりを受けて、その法人税法上の取扱いを明確にしようとしていることが考えられる。

外食産業における株主優待についての裁決例が安楽亭事件以外に無いが、今後法改正や新



たな判例等が出ない限りは、同様の株主優待を提供している外食産業では同様の会計処理を行うことになることが推測される。

このように、税法上は、株主優待の費用が交際費認定されるかどうか論点となっている。また、その主要な論点は、物品を株主に渡した場合には、その目的によって判断すべきであると、裁決例と一連の国税当局者の見解から推測される。すなわち、不特定多数に対して物品が引渡された場合には交際費認定すべきではないが、特定の者に対して引渡された場合には交際費認定される可能性があるというものである。このことは、特定の者に対して引渡された場合には損金算入すべきではない、そしてもう少し拡大解釈すれば費用とすべきではないと考えているように考えられる。

## 4 株主優待の会計処理

### 4-1 これまでの検討の整理

ここでは、会社法、法人税法におけるそれぞれの議論を踏まえた上で、会計処理の検討を行うことにしたい。まず、検討にあたって、下記の点を指摘しておきたい。

第一に、経理処理の有無である。「3-1 交際費等に係る法人税法上の取扱い」で紹介したように、鉄道会社や航空会社のような旅客運送会社においては、株主優待の費用について、事業の性質から追加の機会原価は発生しないと考えられる。株主優待に係るサービスが株主に提供されるものの、既に提供されているサービスを、株主にシェアさせるだけで、他の顧客に対して混雑というコストを発生させるものの、実質的に社外流出は伴わない。したがって、株主優待の費用について会計処理を行われないこととなる。

次に、「2-2-3 株主優待は現物配当にあたるのか」では、現金と極めて近い性質の金券を贈呈する場合などにおいては、法的には、現物配当と看做される可能性があることを指摘した。現実には行われていないが、この考え方によれば金銭による配当と同様の会計処理を行うこととなる。つまり、資本取引とされる。

最後は、法人税上は、株主優待費用の交際費への該当可能性が指摘されていた。前項で述べたとおり、物品を株主に渡した場合には、国税当局により交際費と認定される可能性がある。これは、安楽亭事件の裁決例で紹介したとおり、株主優待について、交際費課税の3要件に照らして、租税特別措置法61条の4に規定する交際費等に該当するものと考えられることができるためである。一方、交際費に該当しないと考えられるケースとしては、「3-1 交際費等に係る法人税法上の取扱い」における国税当局者の見解にて紹介したように、株主に対する割引販売、特に原価割れしない通常の割引販売の範囲の場合である。この場合は、販売促進費等で会計処理することとなる。

以上の前提を踏まえて、次項では具体的な会計処理の検討を行う。

#### 4-2 株主優待に関する会計処理の検討

会計処理についてしてみると、会計基準等で検討したものはない。唯一、日本公認会計士協会〔2013〕（29頁）において「株主優待は、会社法第454条等の定めに基づく剰余金の配当手続によるものではなく、また、その内容は所有株数に完全には比例しないことが一般的である点で配当とは異なっていることから、配当ではなく、費用として処理することになると考えられる。」と説明されているのみである。これは、法的に会社法第454条等の剰余金の配当手続によっていない、すなわち、法的には財・サービスの提供というかたちをとっているからであるとしている。

この記述は、上記で述べた、鉄道会社や航空会社のように株主優待費用が会計処理されないケースではなく、実際に財・サービスが株主に提供され社外流出があった場合を想定していると考えられる。

これに対して、たとえば、池田〔2016〕（254頁）は次のように異論を唱える。この説の理由として、①法的な手続きの有無を会計処理の決定要因にするのは、会計理論上適切ではないこと、②企業のIR活動や広告宣伝費のための費用とする考え方は、資本取引として処理しないことの理由の説明になっていないこと、の2点を挙げている。

まず、①については、制度上、会社と株主との取引のうち資本取引となるものは（1）資産（または負債の免除）と自益権をもつ証券（株式）との交換が会社と株主との間で行われたとき、（2）自益権によって株主に財・サービスが提供されたとき、の2つであるとする。自益権は法律上の権利であり、自益権との関連で会計処理を決定することは会計処理を法的な条件にゆだねていることを意味し、したがって、法的な手続きの有無を会計処理の決定要因にするのは、会計理論上適切ではないとする。

次に、②については、費用だから費用と処理すべきと知っているに等しく、資本取引として処理しないことの理由の説明になっていないとしている。また、同様の目的であれば現金配当や現物配当も費用ととらえることも考えられるが、現行の会計制度上、エンティティ説が採用されていないことから、この考えは現実的ではないとする。

なお、エンティティ説（企業主体説）とは、個別財務諸表における会計主体について、株式会社は株主とは独立した存在であり、まさに会社自体の資産または負債であり、株主も債権者も、株式会社に対する外部の資金提供者として同様に位置付けられるとするものである（佐藤〔2017〕9頁）。また、Anthony〔1983〕（佐藤〔2017〕10頁の引用による）は、支払配当金も支払利息と同じく、費用（Cost）と考えるエンティティ説を、持分利子（equity interest）という概念を用いて述べている。しかしながら、現行の会計制度において、配当金の支払いは損益取引ではなく資本取引であるため、エンティティ説は採用されていないこととなる。

池田〔2016〕は、①②を踏まえて、株主優待は配当と同じく、株主に対して財・サービス

の提供を行う取引であるから、この両者に対して会計処理を異にする理由は見出せない。したがって、配当を資本取引とするならば、株主優待による財・サービスの提供取引も資本取引にすべきとする。

池田 [2016] においては、株主優待制度の分析について詳細な記述がないので明らかではないが、「1 株主優待をめぐる状況」におけるこの制度の発展や、またその中の「1-4-2 株主優待導入の影響についての実証研究」によれば、個人株主対策になっていることが報告されている。また、法人税法上は、「3-2-2 事案の検討」で述べたように、株主優待が資本取引とされるかどうか論点とされるケースはないが、株主優待に関する支出について、その目的は、裁決例では「株主の歓心を買って株主の地位を維持する関係を構築することにあり、それによって一般株主を安定株主とし、また、一般株主ひいては市場の好感を得て株価を安定、上昇させるなどして、事業の円滑な遂行を図ること」としていることから、これを株主の地位を有することを前提にしたものと考えれば、広告宣伝費のような損金ではなく、資本等取引のうち「株主等に対しその出資者たる地位に基づいて供与した一切の経済的利益」（法人税法基本通達1-5-4）に該当する場合があることを示唆していると考えられる。

このような事実からは、株主との取引と処理すべきとする池田 [2016] の指摘も否定できないと思われる。しかし、資本に計上すべき項目が会社法上、法定されている現行制度の下では、株主優待を資本取引とすることは容易ではないことも指摘しておかなくてはいけない。例えば、2001年6月に商法が改正されるまでは企業が保有する自己株式は資産として扱われており、自己株式処分差額は営業外損益として扱われていた。これについて、現在の会計基準である資本取引とする学説は企業会計原則公表当時から唱えられていた（増子 [2008]）が、商法上の規定がある以上、実務上は資本取引とすることはできなかった。

さらに、会計上、検討しなくてはならないことは、会社法学者より、取引の実質が現物配当であるという主張（例、吉川 [2016]）がみられるようになってきたことである。これは、特に、近年になって、金券などを配り、実質的に、会社財産を脅かすまでになってきたことを踏まえた主張であると考えられる、もちろん、本論点は会社法上の論点と解されるが、会計上も開示の観点から検討すべき論点ともいえる。このためには、株主優待について、その提供分類ごとに検討を行うことが必要であるが、この点については今後の課題とする。

## おわりに

現行の株主優待制度は、100年以上の歴史があり、また、特に近年、提供する会社の業種、内容ともに拡大を続けている。そして、冒頭に紹介したように、株主優待導入の影響に関する実証研究結果からは、企業にとって個人株主数の増加、自社の株式の流動性の増加、そしてそれに伴う株価へのポジティブな影響を与えていることが確認されており、近年の株主優

待制度の発展はこうした企業への影響を背景としたものであることが考えられる。しかし、会社法上の議論にみられるように、株主平等原則への抵触の可能性、また、内容により現物配当とみなされる可能性があるなど、制度上の問題点も指摘されてきたところである。また、法人税法においては、国税不服審判所の裁決例では、交際費等に該当する判断もあるとされ、その費用の性質について会計上検討すべき点も多い。本稿では、これらを踏まえて、株主優待の会計処理の課題について検討を行ったものである。望ましい会計処理、また開示上のあり方については、今後、さらに検討していくこととしたい。

## 参考文献

- 荒木英次 [1991] 「株主優待制度の現状」『投資月報』第42巻第11号、日興リサーチセンター、4-15頁。
- 池田幸典 [2016] 『持分の会計』、中央経済社。
- 上木貴博・臼田正彦・鷹野美紀・嶋田有 [2015] 「株主優待の歴史を紐解く」『日経マネー』通巻392号、日経BP社、34-35頁。
- 江頭憲治郎 [2015] 『株式会社法』(第6版)、有斐閣。
- 大隅健一郎・今井宏 [1991] 『会社法論 上巻』(第3版)、有斐閣。
- 落合誠一 [1983] 「株主平等の原則」上柳克郎・鴻常夫・竹内昭夫編『会社法演習 I 総論・株式会社(設立・株式)』、有斐閣、210-215頁。
- 熊谷真喜 [2017] 「株主優待制度の廃止の手続き」弁護士ドットコム BUSINESS LAWYERS <https://business.bengo4.com/category1/practice477> (2017/9/7 アクセス)
- 佐藤信彦 [2017] 「財務会計の基礎概念 (1)」佐藤信彦・河崎照行・齋藤真哉・柴健次・高須教夫・松本敏史編著『スタンダードテキスト財務会計論 I 基本論点編』(第10版)、中央経済社、9-10頁。
- 末永敏和 [1995] 「ケースで学ぶ会社法のエッセンス③」『法学教室』通巻172号、有斐閣、24頁。
- 菅原計 [2010] 『税務会計学通論』(第3版)、白桃書房。
- 鈴木健嗣・砂川伸幸 [2008] 「株主優待導入の短期的影響—株式流動性とアナウンスメント効果の検証—」『証券アナリストジャーナル』第46巻第7号、日本証券アナリスト協会、107-121頁。
- 大和IR [2016] 「株主優待ガイド (2017年版)」、ソシム。
- 田中耕太郎 [1955] 『改正会社法概論・下巻』、岩波書店。
- 日経マネー [2016] 「もらって楽しむ草食優待」『日経マネー』通巻410号付録、日経BP社、8頁。
- 日本公認会計士協会会計制度委員会引当金専門委員会 [2013] 「我が国の引当金に関する研究資料 (研究資料第3号)」、日本公認会計士協会。
- ヒット銘柄100 [1989] 「株主優待のある銘柄」『ヒット銘柄100』通巻79号、東洋経済新報社、97-103頁。



- 藤曲武美 [2015]「株主優待券に係る費用の交際費等該当性」『税理』第58巻第7号、ぎょうせい、226-231頁。
- 増子敦仁 [2008]「自己株式」石川鉄郎・北村敬子編『資本会計の課題 純資産の部の導入と会計処理をめぐって』、中央経済社、134-135頁。
- 三田村利治 [1960]『婦人のための株式投資』、ダイヤモンド社。
- 森本滋 [2014]『会社法・商行為法手形法講義』（第4版）、成文堂。
- 弥永真生 [2009]『会社法の実践トピックス24』、日本評論社。
- 山一証券調査部 [1933]『特殊株式の研究』、山一証券。
- 山田純子 [1994]「株主優待乗車券制度と利益配当」『旬刊商事法務』通巻1349号、商事法務研究会、36-39頁
- 吉川信將 [2016]「『研究ノート』株式優待等に関する一考察：剰余金配当手続きを経ない物品・サービス等の株主への付与について」『獨協法学』通巻100号、獨協大学法学会、127-146頁。
- 渡辺充 [2015]「株主優待券の使用と交際費」『旬刊速報税理』2015年5月1日号、ぎょうせい、32-35頁。

- 
- 1 『日本経済新聞』2017.4.2朝刊
  - 2 中間配当（会社法454条⑤）や剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがある場合（会社法459条）は株主総会に諮らずに剰余金の配当が可能である。
  - 3 『日本経済新聞』2017.4.2朝刊
  - 4 投資運用会社のコモズ投信の糸島孝俊氏は、株主優待制度を利用するのではなく「株主には配当と自社株買い、業績向上で報いるべきだ」（『日本経済新聞』2016.12.9朝刊）と主張する。
  - 5 例として大分交通が挙げられる（同社有価証券報告書）。
  - 6 例えば、松竹キネマは大正13年（1924年）12月に東証、大証へ上場しているが、東武鉄道は昭和24年（1949年）に東証へ上場している。
  - 7 ただし、「その他」の1社である大正製薬所は、他の制度とは異なり、薬局薬店を経営する株主には売上成績により割戻金を支払う特約株主制度を設けていた（山一証券調査部 [1933]）。
  - 8 サッポロビールはビール券を、タカラは自社製品、テレホンカード、トイカードより1種選択する制度を提供していた。
  - 9 例えば、クオカードを贈呈あるいは複数品目の中からクオカードを選択してもらい贈呈する企業数は2017年5月現在で276社である。SMBC日興証券ホームページ記載情報を筆者リスト化の上確認 [http://www.smbcnikko.co.jp/cgi-bin/stock/introduction/yuutai\\_search.cgi](http://www.smbcnikko.co.jp/cgi-bin/stock/introduction/yuutai_search.cgi)（2017/5/8 アクセス）



- 10 これらの金券を導入する企業は、電気工事業など一般消費者との接点が少ない業種が目立つ（『日本経済新聞』2016.12.9朝刊）。
- 11 日経マネー [2016] では、くらコーポレーションが紹介されているが、分類定義により近い企業であるテンアライドへ差し替えた。くら社の株主優待は100株以上保有で500円分の食事券5枚、200株以上で10枚、500株以上で20枚である。
- 12 JPXは2017年3月期までは保有年数に関わらず一律の額面で提供していたが、2018年3月期より変更すると発表した。同社ニュースリリース [http://www.jpx.co.jp/corporate/news-releases/0063/nlsgeu000002gony-att/20170516\\_j.pdf](http://www.jpx.co.jp/corporate/news-releases/0063/nlsgeu000002gony-att/20170516_j.pdf)
- 13 田辺工業、富士ピー・エス、オールアバウト、JPホールディングス、ビーロット、プロパティエージェント、CEホールディングス
- 14 1998年1月から2005年12月の期間に株主優待の導入を発表した企業のうち、①株主優待導入の発表直前と直後の決算期において、単元株数と発行済み株数が等しい、②株主優待導入の発表前後1週間に決算発表など株価に影響する重要なことを満たす企業群をサンプル企業とした（鈴木・砂川 [2008]）。
- 15 ①サンプル企業と同じ産業（東証の産業分類による）に属する、②当該年度にくくり直し（単元株式数の変更）、株式分割、増減資を行っていない、の2つを満たす企業群から、サンプル企業の同期間における平均株価の80%から120%のレンジに入る企業を絞り込み、さらに、推定期間の平均株式売買高（1日当たり売買高）がサンプル企業の平均売買高に最も近い企業をマッチング企業とした（鈴木・砂川 [2008]）。
- 16 会社法で明文化されたもので、改正前商法では明文化されていなかった。
- 17 森本教授は、大阪証券取引所（2009年～2013年）および経営統合後のJPX（2013年～2015年）において社外取締役を務められていた。クオカードのような現金に極めて近い株主優待の是非や、JPXにおいても導入された保有期間により贈呈内容に差をつけた株主優待について見解をぜひお聞きしてみたい。
- 18 会社法は、剰余金の配当や自己株式の有償取得などを「剰余金の配当等」として、分配可能額を超えて行うことはできない。
- 19 改正前商法の下においては、利益配当として金銭以外の財産を株主に交付することができるか否かについては解釈が分かれていた（弥永 [2009] 30頁）。
- 20 当該原告は同社に関連して別に提訴している（株主優待乗車券の交付基準を超過する数の優待乗車券の特定株主への交付が利益供与、善管注意義務違反があったとした取締役の責任追及事件、第一審昭和61年（ワ）第202号・控訴審昭和62年（ネ）第302号）が、研究範囲外のため、詳細は取り上げない。
- 21 判例によれば、同社は創立当初から株主優待乗車証（数千株を有する株主に無償で電車ないしバスに乗れる優待乗車証）を株主に交付していたが、経営状況の悪化により国ないし高知

県が赤字補填を行うにつき関係当局（運輸省）から株主優待乗車証制度の廃止を強く要求されていた。この為、昭和50年（1975年）より株主優待乗車券へ変更した。また、昭和37年（1962年）頃から無配が続いていた。なお、同社は2014年に高知県と沿線自治体が出資する「とさでん交通」へ事業譲渡し、特別清算手続中である。

- 22 詳しくは荒木 [1991] 12頁「D社の経理処理」参照。
- 23 本来はTAINS（日税連税法データベース）にて直接参照すべきであるが、東洋大学はTAINS契約が無いため、他の参考文献（藤曲 [2015]、渡辺 [2015]）からの孫引きとした。
- 24 情報公開法開示請求による裁決文においては、「本件株主優待券と引換えに■■■■■■■■■■（■：マスクング）を送付した場合」とされており、藤曲 [2015] はおそらく「商品ギフトセット」ではないかと指摘している。

# **A study on accounting treatment for shareholder perk program**

TAGUCHI, Junichi

## **Abstract**

Currently, more than one-third of companies listed in Japan have implemented the shareholder perk program, and its benefit varies, including companies' own products or goods, sports game ticket, train ticket, prepaid shopping card and etc. This program has a history over a century in Japan, and various studies from corporate law perspective, tax jurisprudence perspective, and etc. have been conducted.

Firstly, this paper reviews the history of shareholder perk program, the trend of benefits provided by the program. Secondly, in relation to this program, it researches the issues from corporate law perspective including the principle of equal treatment of shareholders and the issues from the income tax law perspective including the possibility to be treated as an entertainment expense, which is not deductible from the taxable income. Finally, based on these researches, the paper studies the issues on the accounting treatment of shareholder perk program by also looking at the previous discussion on this program from financial reporting purposes.

**Keywords** : Shareholder perks, Companies Act, Principle of equal treatment of shareholders, Dividends in kind, Corporation Tax Act, Entertainment expenses